

# 公益社団法人福井県獣医師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福井県獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、獣医師倫理の高揚、獣医学術及び技術の振興・普及、獣医事の向上を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜水産業の振興、公衆衛生の向上、社会福祉の増進、動物愛護の推進及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 動物医療の充実及び獣医学術の普及向上に関する事業
- (2) 家畜衛生・畜水産業の振興支援に関する事業
- (3) 公衆衛生・社会福祉の増進に関する事業
- (4) 学校飼育動物の支援に関する事業
- (5) 動物愛護の普及啓発に関する事業
- (6) 食鳥検査に関する事業
- (7) 自然環境保全に関する事業
- (8) 災害時の動物救護に関する事業
- (9) 会員の福利増進に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福井県内において行うものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した福井県内に居住又は就業する、獣医師免許を有する者
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者で、別に定める規程に該当し、理事会で承認された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会を希望する個人又は団体で、理事会で承認された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、その可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会(第12条第2項の社員総会をいう。以下同様。)において

別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則、規程等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をし、又はこの法人の秩序を乱したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名するときは、当該総会の日から一週間前までに当該会員に書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 成年後見又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき
- (4) 総正会員が同意したとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費、その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種別)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議するものとされた事項
- (8) その他法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。  
(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。  
(議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。  
(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。  
(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権の行使を委任することができる。

この場合における前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって議決権を行使することができる。

この場合においては、当該議決権の数を第19条に定める出席した正会員の議決権の数に参入する。

2 第1項の書面は、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには、この法人の事務局に到達しない場合は、無効とする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を業務の執行を行う専務理事とすることができる。
- 5 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 理事会は会長を選定及び解職する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第23条に定めた定数を割り込んだ場合は、辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 理事及び監事の解任は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行うものとする。

(報酬等)

第29条 役員に対して、総会において別に定める基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するにあたり、生じた費用を弁償することができる。

(顧問)

第30条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会において推薦し、選任する。
- 3 顧問はこの法人の重要事項に関し、会議に出席して参考意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びにその目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 支会・部会及び専門委員会

(支会)

第37条 この法人の事業を達成するため、別に定める地域ごとに支会を置く。

2 支会に関する規程は理事会の決議により別に定める。

(部会)

第38条 この法人の事業を推進するため、別に定める職域ごとに部会を置くことができる。

2 部会に関する規程は理事会の決議により別に定める。

(専門委員会)

第39条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、正会員のうちから、理事会が選任する。

3 専門委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局及び職員)

第40条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を得て別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第42条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議を得て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)

施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 48 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(解散)

第 50 条 この法人は、法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総正会員の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益法人の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 雑則

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

### 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)

第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 柴田晴夫、朝倉大一郎、友田照男、野呂和夫、奥野悟、前田淳一、京田芳人、田辺哲也、墨崎雄一郎、藤井振、山田茂夫、松澤重治

監事 大門由美子、坂本一美、齋藤弘雅

4 この法人の最初の会長は、柴田晴夫とする。